

第 1 章

計画の策定

- 1 計画策定の背景
- 2 計画策定の目的
- 3 計画の位置付け
- 4 対象とする温室効果ガス
- 5 計画期間および基準年度
- 6 計画の対象範囲

第1章 計画の策定

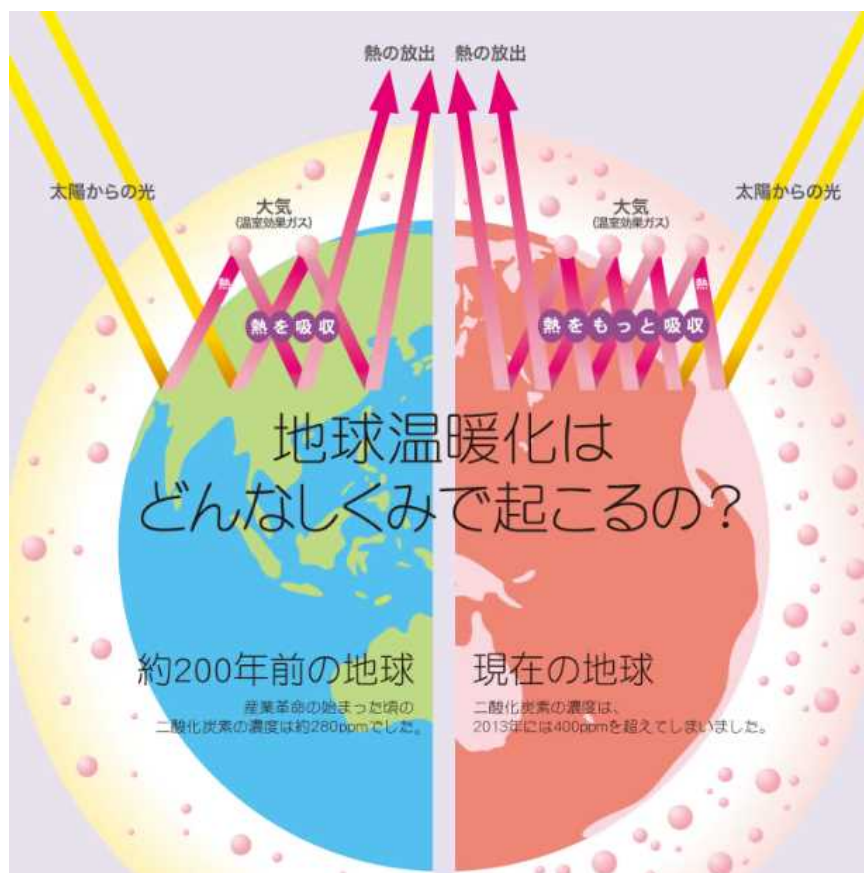
ここでは、秋田市地球温暖化対策実行計画（以下「計画」といいます。）を策定することとなった背景等について説明します。

1 計画策定の背景

(1) 地球温暖化とは

地球では、太陽から届くエネルギーと釣り合ったエネルギーが宇宙へ向けて放出されています。太陽から降り注ぐエネルギー（光・熱）は、地球の大気を透過し、地表面に吸収されます。一方、大気中には、地表面から放射されるエネルギー（熱）を吸収し、一部を地球側へ跳ね返す性質を持つ二酸化炭素等のガスが存在しているため、地球の冷えすぎを防いでいます。この作用は、温室の仕組みに似ていることから、「温室効果」といわれ、その効果をもたらすガスを「温室効果ガス」といいます。

18世紀の産業革命以降、化石燃料（石油、石炭等）の大量消費等により、大気中の温室効果ガスの濃度が急速に増加しており、それに伴い、地球の平均気温が上昇することを「地球温暖化」といいます。

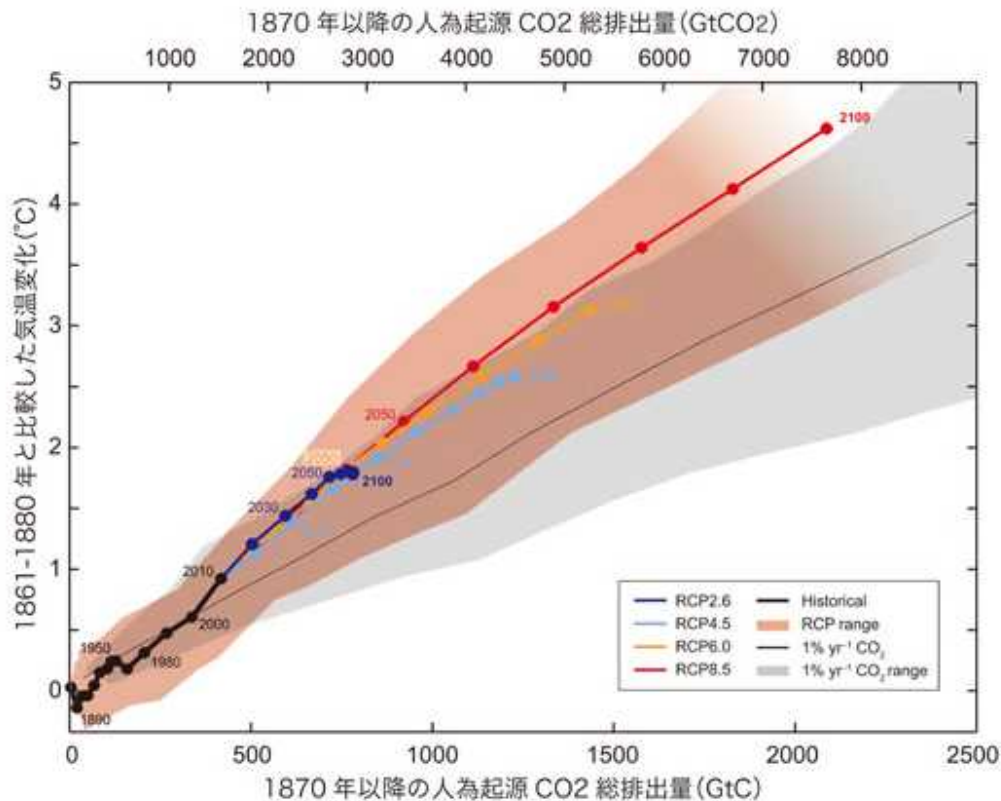


【図1-1】地球温暖化のしくみ

出典) 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org>) より

(2) 地球温暖化の現状

二酸化炭素の総累積排出量と世界平均地上気温の変化は、図1-2のとおりおおむね線形関係にあるとされています。つまり、より低い昇温目標のためには累積排出量をより少なくすることが求められます。



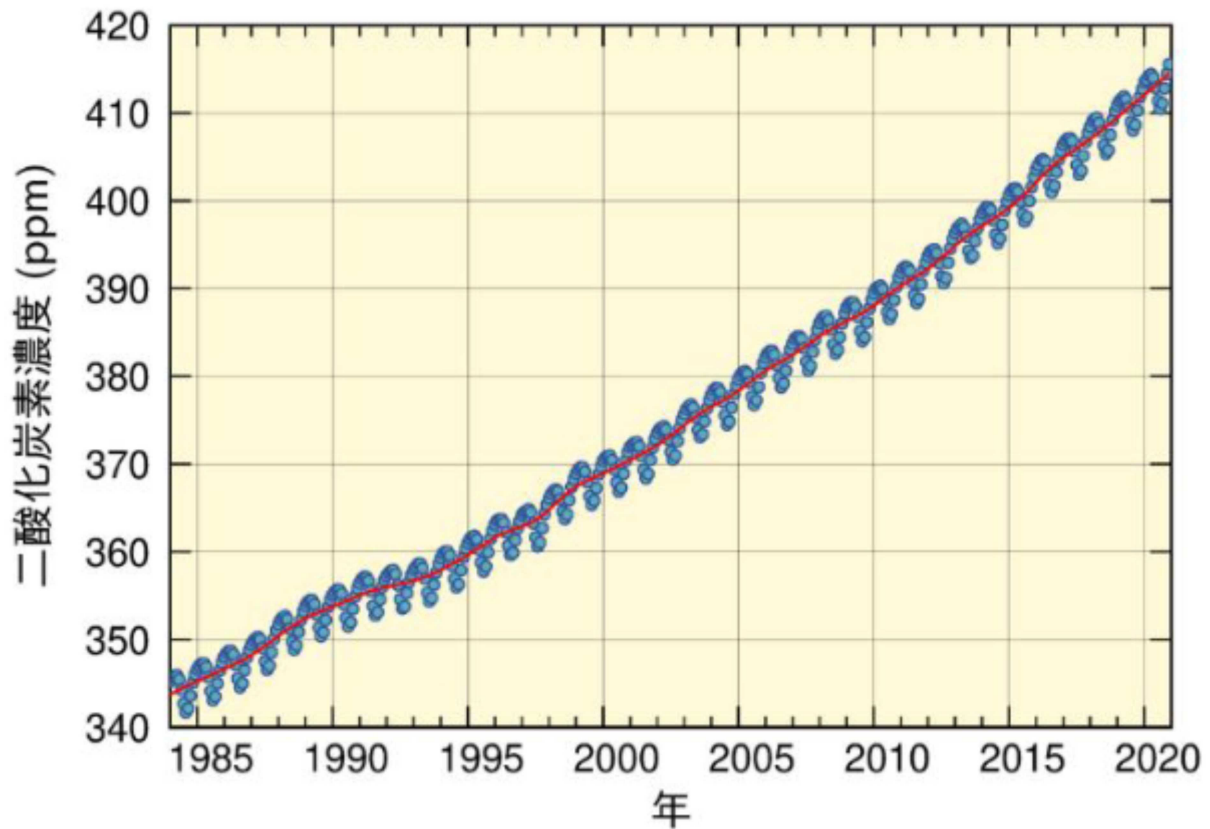
【図1-2】世界のCO₂排出累積総量の関数としての世界の平均気温上昇量

出典) IPCC第5次評価報告書*/

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org>) より

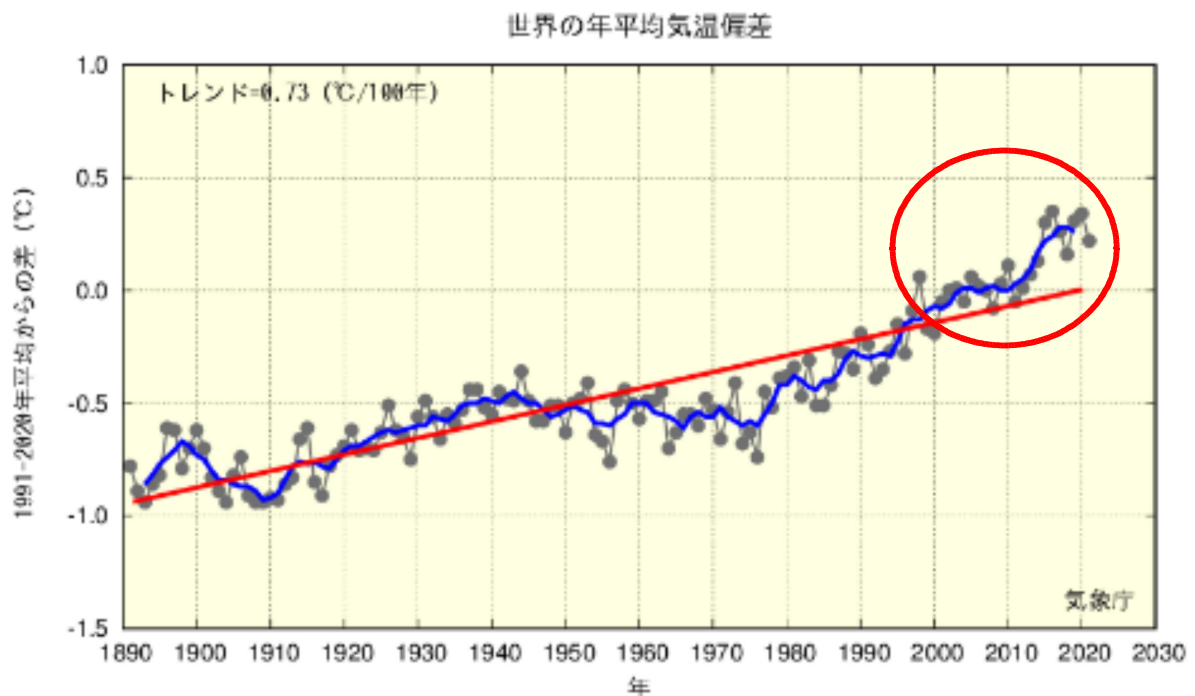
図1-3に大気中の二酸化炭素の世界平均濃度を示します。2020年の二酸化炭素の世界平均濃度は413.2ppmであり、前年から2.5ppm増加しています。この増加量は、最近10年の平均年増加量とほぼ同じです。なお、1990年代の平均年増加量は約1.5ppmであり、二酸化炭素濃度の増加割合は大きくなっています。

また、図1-4に世界の年平均気温偏差の経年変化を示します。2021年の世界の年平均気温偏差は、1991年から2020年の30年平均値を基準として、+0.22℃であり、1891年の統計開始以降で6番目に高い値でした。また、年平均気温の上昇率は、100年あたり0.73℃となっています。



【図1-3】大気中の二酸化炭素の世界平均濃度

出典) 気候変動監視レポート2021より



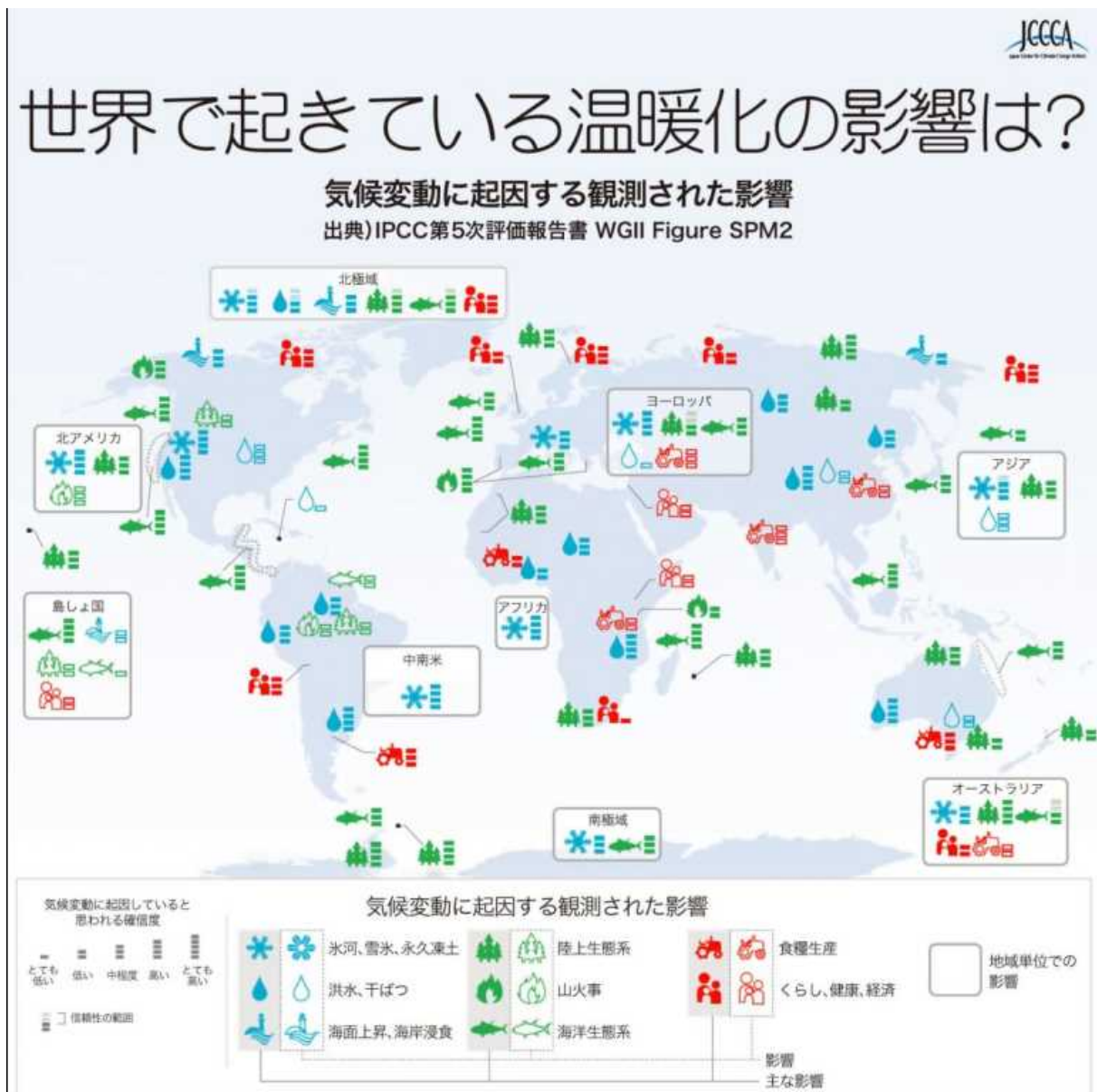
【図1-4】世界の年平均気温偏差の経年変化（1891～2021年）

出典) 気候変動監視レポート2021より

(3) 地球温暖化による影響

ア 世界的な影響

図1-5に示すとおり、ここ数十年、地球温暖化による気候変動の影響が全大陸と海洋において、自然生態系、水資源および農作物等への影響や、生物の生息域の変化等を与えています。



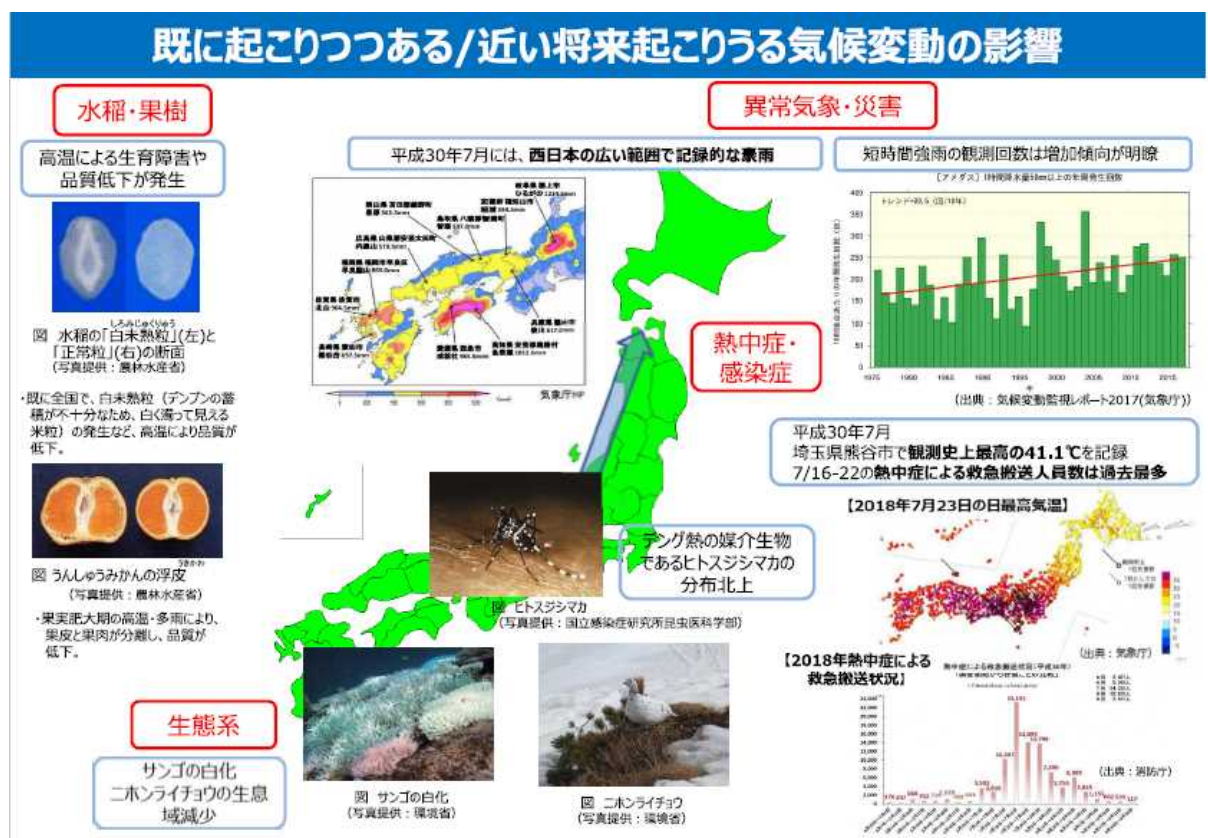
【図1-5】気候変動に起因する観測された影響

出典) IPCC第5次評価報告書*/

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org>) より

イ 日本への地球温暖化の影響

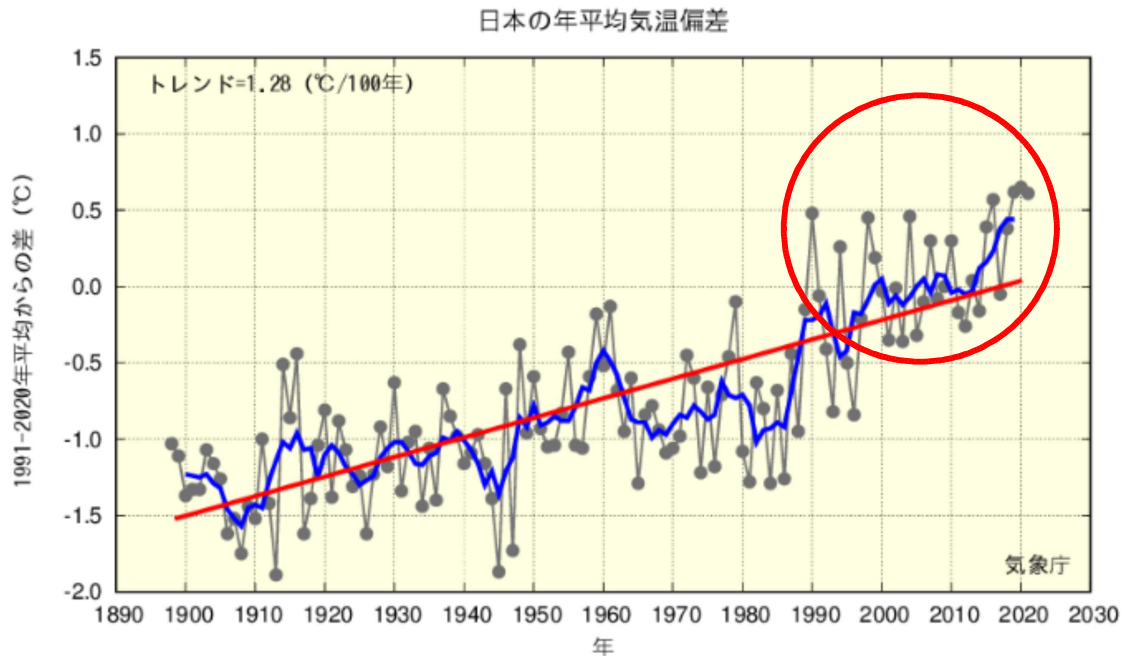
図1-6に、日本における地球温暖化による気候変動の影響を示します。国の「気候変動適応計画※」では、気候変動適応に関する分野として、「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」とされています。その中の具体的な影響の例として、図1-6では、記録的な豪雨や短時間強雨等の異常気象・災害の増加やサンゴの白化等の生態系への影響、水稻・果樹の生育障害や品質低下等があげられています。



【図1-6】既に起こりつつある/近い将来起こりうる気候変動の影響

出典）環境省 地方公共団体における気候変動適応計画※策定ガイドライン（初版）より

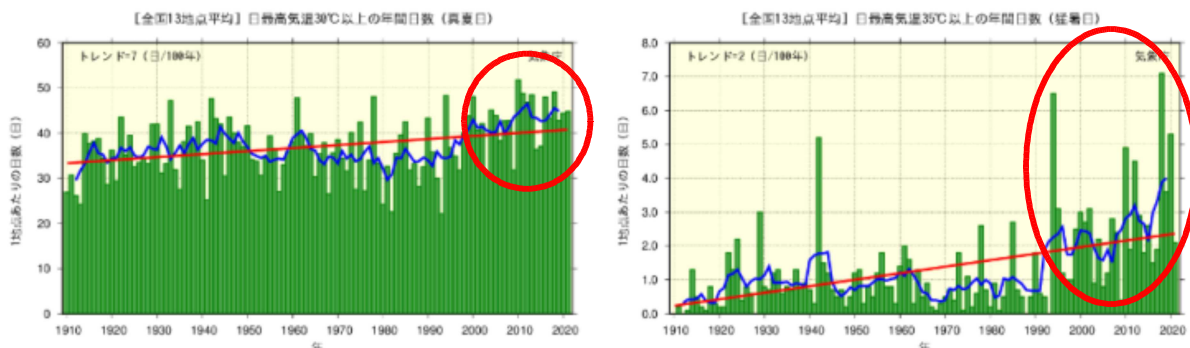
図1-7に日本の年平均気温偏差の経年変化を示します。2021年の日本の年平均気温偏差は、1991年から2020年の30年平均値を基準として $+0.61^{\circ}\text{C}$ であり、統計を開始した1898年以降で3番目に高い値でした。また、日本の年平均気温も上昇傾向を示しており、上昇率は100年あたり 1.28°C となっています。



【図1-7】日本の年平均気温偏差の経年変化（1898～2021年）

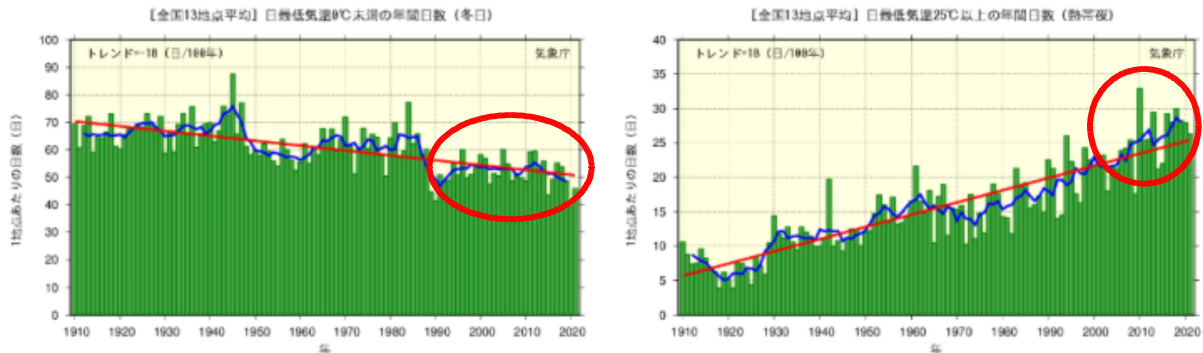
出典）気候変動監視レポート2021より

図1-8に日本の真夏日（日最高気温 30°C 以上）および猛暑日（日最高気温 35°C 以上）の年間日数の経年変化、図1-9に日本の冬日（日最低気温 0°C 未満）および熱帯夜（日最低気温 25°C 以上）の年間日数の経年変化を示します。真夏日、猛暑日および熱帯夜は増加傾向、冬日は減少傾向にあり、特に猛暑日は、1990年代半ばを境に急増しています。



【図1-8】日本の真夏日（左）および猛暑日（右）の年間日数の経年変化

出典）気候変動監視レポート2021より

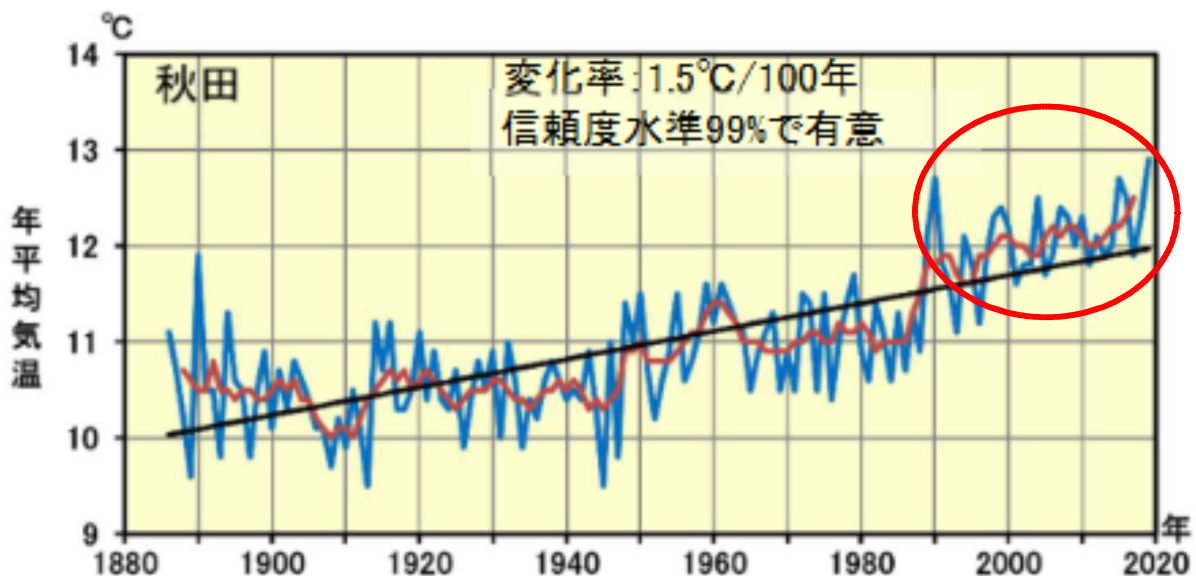


【図1-9】日本の冬日（左）および熱帯夜（右）の年間日数の経年変化

出典）気候変動監視レポート2021より

ウ 秋田市への地球温暖化の影響

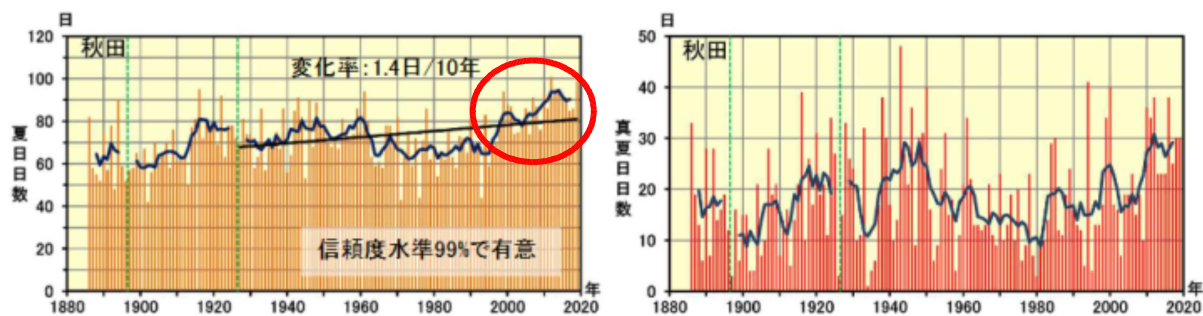
図1-10のとおり、本市においても年平均気温は上昇傾向を示しており、上昇率は100年あたり1.5℃となっています。また、図1-11から1-14のとおり、真夏日（日最高気温30℃以上）には長期変化傾向が見られませんが、夏日（日最高気温25℃以上）、猛暑日（日最高気温35℃以上）および熱帯夜（日最低気温25℃以上）は増加傾向、冬日（日最低気温0℃未満）および真冬日（日最高気温0℃未満）の減少傾向にあります。さらに、サクラ（ソメイヨシノ）の開花日が早まっていたり、カエデの紅葉日が遅くなっていたりする等、地球温暖化の影響と考えられる変化が見られています。



※1896年12月、1926年12月に観測場所を移転したため、移転の影響を取り除く補正を行っている。

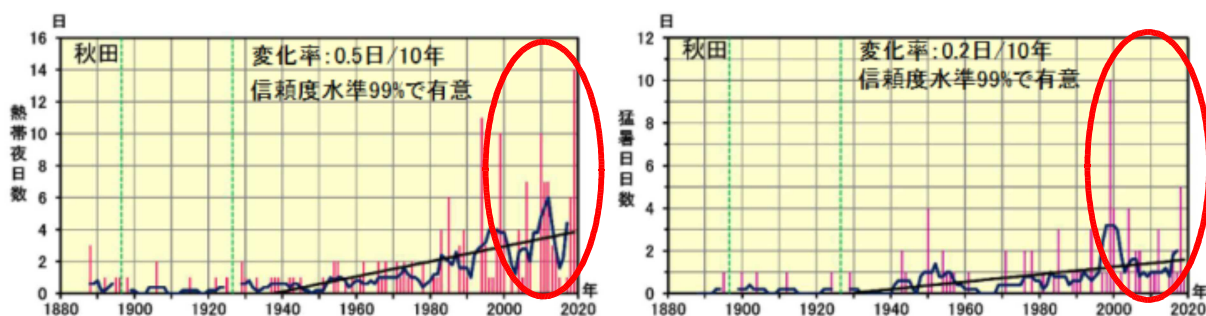
【図1-10】秋田の年平均気温の推移（1886～2019年）

出典）仙台管区気象台HP「東北地方の気候の変化」より



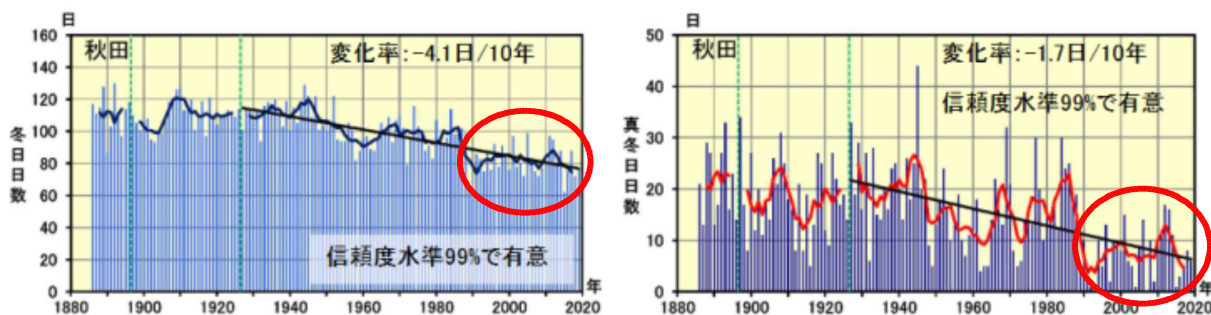
【図1-11】秋田の夏日（左）および真夏日（右）の年間日数の推移

出典）仙台管区気象台HP「東北地方の気候の変化」より



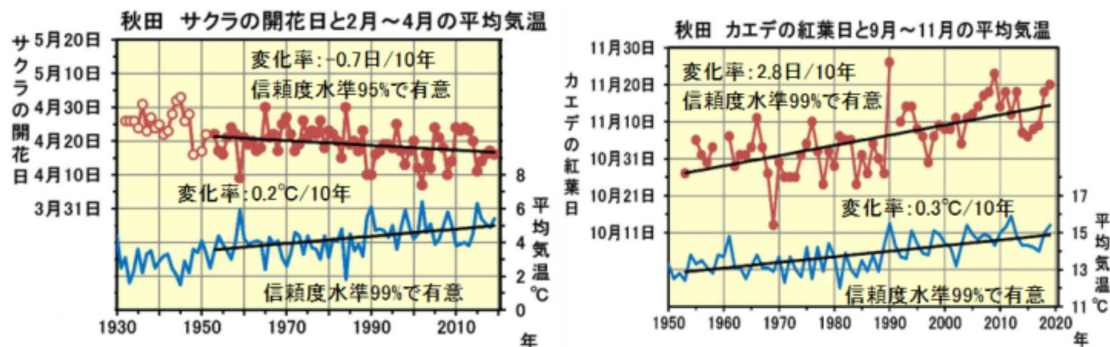
【図1-12】秋田の熱帯夜（左）および猛暑日（右）の年間日数の推移

出典）仙台管区気象台HP「東北地方の気候の変化」より



【図1-13】秋田の冬日（左）および真冬日（右）の年間日数の推移

出典）仙台管区気象台HP「東北地方の気候の変化」より



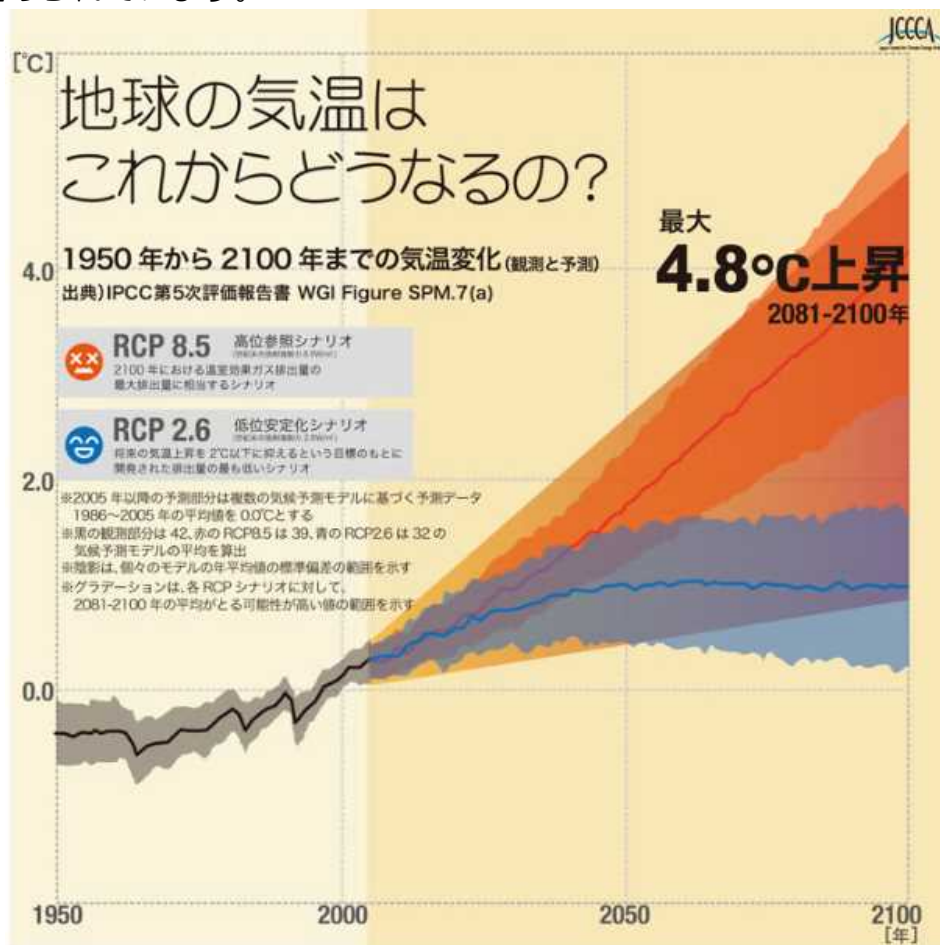
【図1-14】秋田のサクラの開花日と2月～4月の3か月平均気温の推移（左）
と秋田のカエデ紅葉日と9月～11月の3か月平均気温の推移（右）

出典）仙台管区気象台HP「東北地方の気候の変化」より

エ 今後の地球温暖化の影響予測

国際連合の組織である、気候変動に関する政府間パネル※（以下「IPCC」といいます。）が2013年に発表した第5次評価報告書では、「RCPシナリオ※（代表濃度経路シナリオ）」に基づいて気候の予測や影響評価等を行っています。これによると、図1－15のとおり、21世紀末（2081年から2100年）までに、有効な気候変動対策が取られないシナリオ（RCP8.5）では、世界の平均気温は2.6℃から4.8℃上昇する可能性が高いと予測されています。非常に多くの気候変動対策が取られた場合のシナリオ（RCP2.6）でも、0.3℃から1.7℃上昇する可能性が高いと予測されています。なお、2021年8月に発表した第6次評価報告書第1作業部会報告書においては、最大排出量のシナリオでは21世紀末までに3.3℃から5.7℃、最善シナリオでも、2021年～2040年平均で1.5℃の気温上昇の可能性があるとして予測されています。

気候変動に適応するため、2015年に合意されたパリ協定※等において、「気温上昇を1.5℃に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」と国際社会で合意され、各国において取組が進められています。



全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト（<http://www.jccca.org>）より

また、環境省が2014年に公表した、IPCC第5次評価報告書※のRCPシナリオ※を用いて日本への影響予測やリスク低減に対する適応策の効果を評価した報告書では、今後、追加的な対策を見込まないまま推移した場合を上回る、温室効果ガス濃度上昇の最悪ケースであるRCP8.5シナリオにおいて、2100年末に図1－16のような影響が日本国内で発生すると予測されています。



日本への影響は？

2100年末に予測される日本への影響予測
(温室効果ガス濃度上昇の最悪ケース RCP8.5、1981-2000 年との比較)

気温	気温	3.5～6.4℃上昇
	降水量	9～16%増加
	海面	60～63cm 上昇
災害	洪水	年被害額が3倍程度に拡大
	砂丘	83～85%消失
	干潟	12%消失
水資源	河川流量	1.1～1.2 倍に増加
	水質	クロロフィルaの増加による水質悪化
生態系	ハイマツ	生育域消失～現在の 7%に減少
	ブナ	生育域が現在の10～53%に減少
食糧	コメ	収量に大きな変化はないが、品質低下リスクが増大
	うんしゅうみかん	作付適地がなくなる
	タンカン	作付適地が国土の1%から13～34%に増加
健康	熱中症	死者、救急搬送車数が2倍以上に増加
	ヒトスジシマカ	分布域が国土の約4割から 75～96%に拡大

出典：環境省環境研究総合推進費 S-8 2014年報告書

【図1－16】2100年末に予測される日本への影響

出典）環境省環境研究総合推進費S－8 2014年報告書/

全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト（<http://www.jccca.org>）より

(4) 地球温暖化防止への取組

ア 国際動向

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらすさまざまな悪影響を防止するための国際的な枠組みを定める、気候変動に関する国際連合枠組条約※（以下「気候変動枠組条約」といいます。）が1992年に国連環境開発会議（地球サミット）において採択され、1994年に発効されました。これに基づき、1995年から毎年、気候変動枠組条約締約国会議（COP）※が開催されており、1997年に京都で開催されたCOP3において、京都議定書※が採択され、2005年に発効されました。その中で日本については、温室効果ガスの総排出量を、2008年から2012年の第一約束期間に、1990年比6%削減するとの目標が定められました。

2010年にメキシコのカンクンで開催されたCOP16では、先進国と発展途上国両方の削減目標および行動が同じCOP決定の中に位置付けられたカンクン合意※が採択されました。

翌年、南アフリカのダーバンで開催されたCOP17において実施が決定された京都議定書※の第二約束期間について、日本やロシア、ニュージーランド等数か国は、一部の先進国のみが削減義務を負う第一約束期間の枠組みを固定化するような第二約束期間の設定は受け入れられないと表明し、参加を見送ったほか、カナダは京都議定書※からの離脱を表明しました。

このCOP17では、2020年以降からの新たな枠組みについても話し合われ、全ての国が参加する枠組みを2015年までに構築することが決定されました。この決定に基づき、翌年にカタールのドーハで開催されたCOP18では、第二約束期間を2020年までとし、京都議定書※の改正案が正式に採択されるとともに、2015年の交渉妥結に向けたスケジュールが策定されました。

2020年以降の温室効果ガス排出削減の枠組みについては、2015年にパリで開催されたCOP21において、発展途上国を含む全ての参加国に温室効果ガス削減の努力を求める「パリ協定※」が採択され、2016年11月に発効されました。また、2018年には、パリ協定※の実施指針が決定し、2021年イギリスのグラスゴーで開催されたCOP26において、パリ協定※の努力目標の達成に向け野心的な気候変動対策を締約国に求めるグラスゴー気候合意が採択されました。

イ 国内動向

我が国では、1990年に「地球温暖化防止行動計画」が策定され、この計画に基づき、総合的な温暖化対策が進められてきましたが、1997年のCOP3において採択された京都議定書※により、我が国は第一約束期間内に1990年比6%の温室効果ガス削減義務が課されたことを受けて、1999年4月に「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）」（以下「温対法」といいます。）が施行されました。温対法は、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者および国民の責務を明らかにし、各主体の取組を促進するための法的枠組みを整備するもので、2008年6月の法改正では、排出抑制等指針の策定や地方公共団体実行計画の拡充、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の対象拡大等が盛り込まれました。

更に、2008年7月閣議決定の「低炭素社会づくり行動計画」において、2050年までに、温室効果ガスを現状から60～80%削減すると目標を定め、2009年8月には、環境大臣が「温室効果ガス2050年80%削減のためのビジョン」を発表し、日本も将来の技術ポテンシャルを踏まえつつ、適切な政策を行うことで、2050年までに80%削減が可能であるとの考えを示しました。

しかし、2011年3月11日に東日本大震災が発生し、福島第一原発および第二原発が津波で大きな被害を受け、放射性物質が放出される事故が起きました。この事故をきっかけとして、国内の原子力発電所は、新たな安全基準が策定されるまで停止されることになり、それによって不足する電力は化石燃料による火力発電で対応せざるを得なくなりました。その結果、省エネ等の取組もあり電力不足は回避されたものの、我が国の温室効果ガスの排出量が大幅に増加しました。

2015年7月に、我が国の将来のエネルギー需要構造のあるべき姿を示した「長期エネルギー需給見通し」が策定されるとともに、温室効果ガスを2030年度に2013年度比で26%削減するとの中期目標を掲げた「日本の約束草案※」が国連気候変動枠組条約事務局に提出されました。また、同年11月に、「気候変動の影響への適応計画」が閣議決定されました。

更に、2016年5月には、「日本の約束草案※」と「パリ協定※」を踏まえた総合計画である「地球温暖化対策計画※」が閣議決定されました。この計画は、中期目標について各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにするとともに、長期目標として、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことが位置付けられています。

また、我が国の気候変動適応の法的位置付けを明確にし、推進していくために、2018年6月に「気候変動適応法」が公布され、同年12月に施行されました。また、同年11月に、気候変動適応に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「気候変動適応計画※」が策定されました。

更に、2020年10月の臨時国会において、内閣総理大臣により「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことが宣言されまし

た。これを踏まえ、同年12月に、経済産業省が中心となり、カーボンニュートラルを環境と経済の好循環につなげるための産業政策である「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定されました。

また、これらを踏まえ、2021年10月に地球温暖化対策計画※の改定と第6次エネルギー基本計画を閣議決定したほか、地域脱炭素ロードマップを決定し、地域特性等を活かした地域課題の解決や暮らしの質の向上を図りながら2030年度までの脱炭素化を目指す、脱炭素先行地域を100か所以上創出することとしました。

本市では、県と共同提案した向浜地区における事業計画が、2022年4月に脱炭素先行地域として選定され、地域のカーボンニュートラルの実現と下水道事業の経営改善を目指すこととしております。具体的な取組の内容としては、秋田県臨海処理センターや市汚泥再生処理センター敷地内において、下水汚泥を活用した消化ガス発電※や太陽光発電、風力発電等の導入と併せ、蓄電池とエネルギーマネジメントシステムにより需給制御を行いながら、自営線を活用し、同地区の公共施設9箇所に電力を供給する事業となっております。



【図1-17】秋田市向浜における脱炭素先行地域の全体図

※県が促進区域の設定に関する基準を定めた場合は、その基準に基づき、当該区域を促進区域として位置づける方針としています。

【表1－1】地球温暖化防止に向けた国内外の動向

時期	国際動向	日本国内の動向
1990年 (平成2年)		「地球環境保全に関する関係閣僚会議」において「地球温暖化防止行動計画」策定
1992年 (平成4年)	「気候変動枠組条約」採択	
1997年 (平成9年)	地球温暖化防止京都会議（気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3））開催 ・「京都議定書※」採択	京都議定書※により、日本には京都議定書※第一約束期間内に6%の温室効果ガス削減義務が課される
1999年 (平成11年)		「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行
2005年 (平成17年)	「京都議定書※」発効	「京都議定書※目標達成計画」策定
2008年 (平成20年)	ダボス会議、洞爺湖サミット開催 ・2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を50%削減	「京都議定書※目標達成計画」改定 「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正 「低炭素社会づくり行動計画」閣議決定
2009年 (平成21年)	イラクイラ・サミット開催 COP15開催 ・コペンハーゲン合意採択に至らず	環境大臣が「温室効果ガス2050年80%削減のためのビジョン」発表
2010年 (平成22年)	COP16開催 ・「カンクン合意※」採択（日本は京都議定書第2約束期間不参加を表明）	「新成長戦略」閣議決定
2011年 (平成23年)		東日本大震災
2013年 (平成25年)	京都議定書※第2約束期間（～2020年）（※日本は参加せず）	
2015年 (平成27年)	COP21開催（パリ） ・「パリ協定※」採択	「長期エネルギー需給見通し」策定 「日本の約束草案※」提出 「気候変動の影響への適応計画」閣議決定
2016年 (平成28年)	「パリ協定※」発効	「地球温暖化対策計画※」策定
2018年 (平成30年)		「気候変動適応法」施行 「気候変動適応計画※」策定
2020年 (令和2年)		内閣総理大臣による「2050年カーボンニュートラル」宣言 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」策定
2021年 (令和3年)	COP26開催 ・「グラスゴー気候合意」採択	「地球温暖化対策計画※」改定 「第6次エネルギー基本計画」策定

2 計画策定の目的

(1) 計画の目的

本計画は、市域の温室効果ガス排出削減に向け、本市の自然的社会的条件に応じ、より実効性の高い取組を実施するとともに、本市域において、市民・事業者・市の各主体の活動が高い水準で維持され、同時に環境負荷の低減が十分かつ自然に図られている、脱炭素社会を実現することを目的に策定するものです。また、既存および将来の様々な気候変動による影響を計画的に回避・軽減することを目的に策定するものです。

(2) 地球温暖化防止に取り組む意義

ア 原因者としての責務

地球温暖化は、私たち人間の様々な活動から多量に排出されるようになった温室効果ガスが原因とされています。地球は人間だけのものではありません。自然環境や生態系の変化等、地球が直面している深刻な状況をこれ以上悪化させないよう、原因者として、地球温暖化の防止に取り組む責務があります。

イ 世界の一員としての責務

地球温暖化の原因とされる温室効果ガスは、私たち一人ひとりの生活や活動から排出されます。このことは、自身の生活や活動が他の人々や生物を苦しめる原因となったり、反対に、自身が誰かの生活や活動が原因で苦しんだりすることが起きることを意味します。世界の一員として、そして地球上に存在する多様な生命の一員として、一人ひとりが地球温暖化問題を自分自身の問題として捉え、何をすべきかを考えることが大切です。

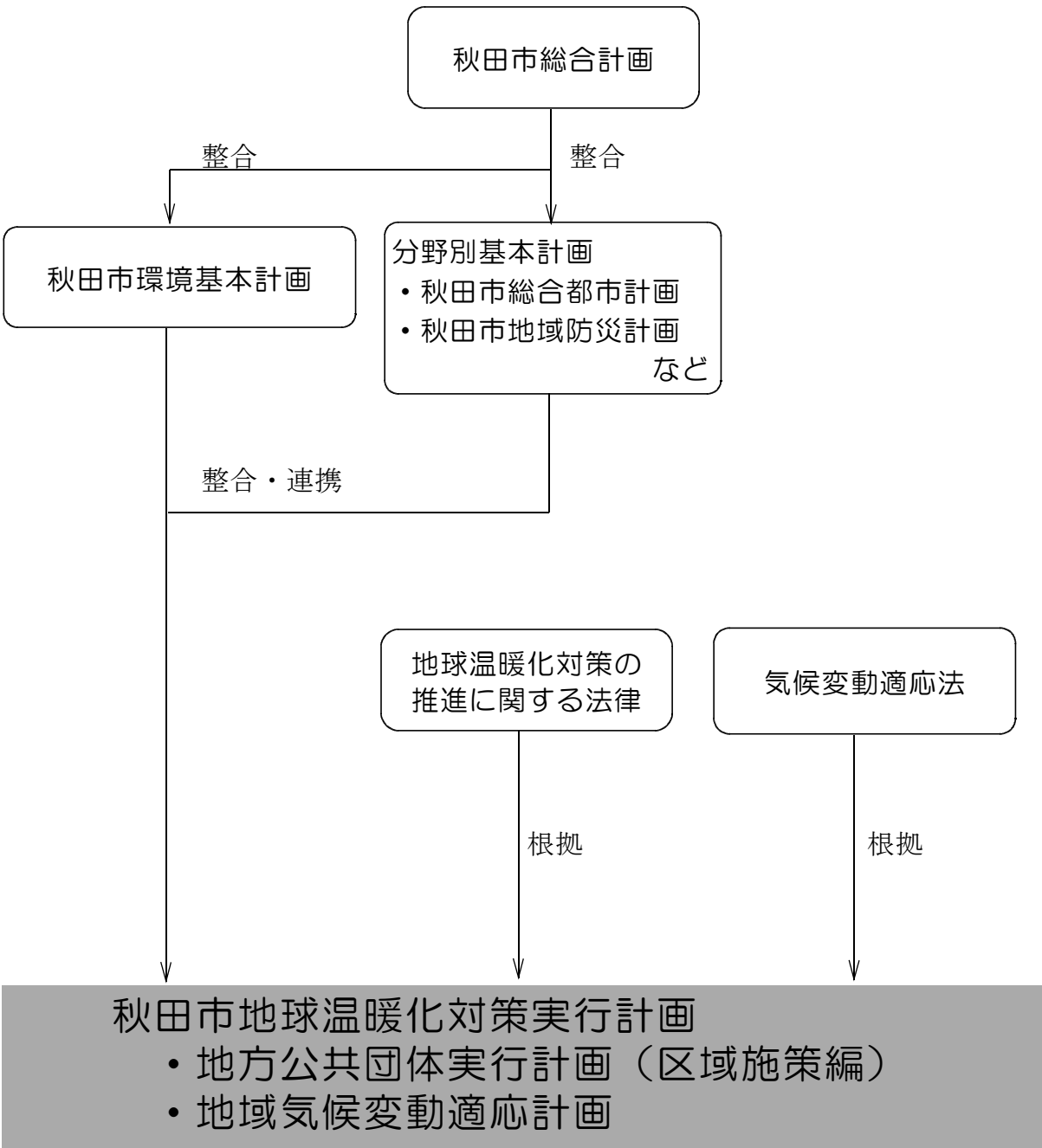
ウ 今を生きる者としての責務

私たちがこれまでのような化石燃料を大量に消費する生活・活動を続けていては、地球温暖化は止めることができません。また、このままでは、自然環境や生態系への悪影響はもちろん、近い将来、化石燃料は枯渇してしまうと予測されています。今を生きる私たちには、今より少しでも良い環境を未来の世代へ引き継ぐため、できる限りの努力をする責任があります。

3 計画の位置付け

本計画は、温対法第 21 条第 3 項に規定する「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、気候変動適応法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画※」を兼ねるものとして策定します。

また、秋田市環境基本計画の地球温暖化防止に関する具体的な行動計画と位置付けます。



【参考】地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画※に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び指定都市等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。）は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギー※であって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項
- 五 前各号に規定する施策の実施に関する目標

4～17（略）

【参考】気候変動適応法（抜粋）

（地域気候変動適応計画※）

第十二条 都道府県及び市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、単独で又は共同して、気候変動適応計画※を勘案し、地域気候変動適応計画※（その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する計画をいう。）を策定するよう努めるものとする。

4 対象とする温室効果ガス

温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項の規定により下表の7物質とされています。このうち、二酸化炭素はエネルギー起源CO₂※および非エネルギー起源CO₂※、フロン類はハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄および三ふっ化窒素で構成されています。

【表1-2】計画の対象とする温室効果ガス

温室効果ガス名		地球温暖化係数	主な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源CO ₂ ※	1	産業、民生、運輸部門等におけるエネルギー消費に伴うもの
	非エネルギー起源CO ₂ ※		廃棄物の焼却処分に伴い発生するものや工業材料の化学変化に伴うもの等
メタン (CH ₄)		25	稲作、家畜等の農業部門から出るものが半分、廃棄物の埋立てから出るものが2～3割を占める
一酸化二窒素 (N ₂ O)		298	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占め、工業プロセスや農業からも排出する
フロン類	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	12 ～14,800	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコン・冷蔵庫等の冷媒および断熱発泡剤等に使用
	パーフルオロカーボン (PFCs)	7,390 ～17,340	半導体等の製造や電子部品等の不活性液体等として使用
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	22,800	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用として使用
	三ふっ化窒素 (NF ₃)	17,200	半導体等の製造時の洗浄用として使用

5 計画期間および基準年度

2021年に閣議決定された「地球温暖化対策計画※」では、温室効果ガスの純排出量を2030年度に2013年度比で46%削減することとしており、これに合わせて、本計画の計画期間を2023から2030年度、基準年度を2013年度とします。

なお、本計画は、社会情勢の変化等に対応するため、おおむね5年ごとに計画の見直しを行います。国の「地球温暖化対策計画※」が見直しとなった場合等には、必要に応じて、本計画も見直しをするものとします。

6 計画の対象範囲

本計画は、市全域を対象とし、市民、事業者、市および秋田市地球温暖化防止活動推進センター※が取り組む内容および目標について定めています。なお、各主体に期待される役割については、次のとおりです。

(1) 市民の役割

日常生活や地域活動等において省エネルギー等の環境配慮に努めるとともに、環境負荷が少ない製品や新エネルギーに対する関心と理解を深め、家庭への導入を進めていくことが望まれます。また、使い捨て製品やプラスチック製品の使用や購入の抑制に努め、廃棄物、特にプラスチックごみの減量をすることが望まれます。

(2) 事業者の役割

事業所施設、オフィス等における新エネルギー・省エネルギー設備の導入推進や省エネルギーの取組等により、事業活動における温室効果ガスの排出削減に努めるほか、環境負荷が少ない製品・技術やサービスの開発・提供に努めること等が望まれます。

(3) 市の役割

ア 地域の特性に応じた対策の実施

自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制のための総合的かつ計画的な施策を策定し、その実現に努めます。

イ 率先した取組の実施

市も一事業者として新エネルギーの導入や省エネルギーの取組等を率先して行うとともに、広く意識啓発や情報発信を行い、市民や事業者の活動を牽引していくよう努めます。

ウ 地域住民等への情報提供と活動推進

秋田市が指定する秋田市地球温暖化防止活動推進センター※や、秋田市長から委嘱された秋田市地球温暖化防止活動推進員※、秋田市環境活動推進協議会※等、地域で活動する市民団体等の関係機関との連携を図り、地域の環境行政の担い手として、教育・民間団体への支援、先駆的取組の紹介、各種相談への対応等をきめ細かく行い、市民や事業者に対し、取組の促進を呼びかけていきます。

(4) 秋田市地球温暖化防止活動推進センター※の役割

温対法第38条第2項の規定に基づき、地球温暖化の現状および地球温暖化対策の重要性について啓発活動および広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員および地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を補助することに努めること等が望まれます。